

## 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則 の運用について（例規）

（最終改正：平成17年3月24日 運免第22号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「規則」という。）の規定に基づいて意見の聴取及び弁明の機会の付与を行う場合の運用について、下記のとおり定め、平成6年10月1日から適用することとしたので誤りのないようにされたい。

### 記

- 1 意見の聴取の通知を受けた者又は弁明の機会を付与された者（以下「当事者」という。）が、規則第5条第1項及び第17条第1項の規定に基づいて代理人を出頭させようとするときは、代理人資格証明書（別記様式第1号）を提出させるものとする。
- 2 前1の代理人がその資格を失ったときは、規則第5条第2項及び第17条第1項の規定に基づいて当該代理人を選任した当事者から、代理人資格喪失届出書（別記様式第2号）により届け出させるものとする。
- 3 当事者又はその代理人（以下「当事者等」という。）が規則第6条第1項及び第17条第2項の規定に基づいて補佐人を出頭させようとするときは、補佐人出頭許可申請書（別記様式第3号）を提出させるものとする。
- 4 当事者等から意見の聴取の期日又は場所の変更の申出があったときは、規則第8条第2項の規定に基づいて意見の聴取・場所変更届出書（別記様式第4号）を提出させるものとする。
- 5 前4の当事者等からの届出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、規則第8条第3項の規定に基づいて意見の聴取期日・場所変更通知書（別記様式第5号）により、当事者等に通知するものとする。
- 6 意見の聴取の主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後、規則第12条第1項の規定に基づいて意見の聴取調書（別記様式第6号）を作成するものとする。
- 7 弁明の機会を付与された者又はその代理人が、口頭による弁明をしたときは、規則第15条第1項の規定に基づいて弁明調書（別記様式第7号）を作成するものとする。  
なお、運転免許に係る効力の仮停止及び国際運転免許証等を所持する者に係る自動車等の運転の仮禁止の処分を受けた者又はその代理人から口頭による弁明がなされた場合には、「仮停止等処分事務処理要綱の制定について（例規）」（昭和46年2月26日付け運第194号）に定める弁明調書を作成すること。
- 8 規則第7条に基づく意見の聴取の通知は、「運転免許行政処分業務要領の制定について（例規）」（昭和62年12月1日付け運第47号）に定める意見の聴取通知書によること。

（別記様式省略）